平成２１年（フ）第５０号
愛知県豊橋市関屋町148番地
破産者　株式会社小野田産業
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１００２号
広島県安芸郡坂町北新地２丁目３番40号
破産者　有限会社クラ企画
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１００３号
広島県安芸郡坂町北新地２丁目３番40号
破産者　クラハシハウジング株式会社
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８号
香川県東かがわ市引田2245番地３
破産者　讃岐酒類株式会社
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５７号
福岡県糟屋郡志免町大字南里368番地の４
破産者　有限会社青孝
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４０号
長崎県長崎市鶴の尾町７番18号
破産者　株式会社エンバシステム
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
長崎県長崎市鶴の尾町７番18号
破産者　有限会社トータルパック長崎
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
長崎県長崎市横尾３丁目５番９号
破産者　石橋　　均
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１４号
長崎県長崎市中里町2432番地１
破産者　有限会社當麻建設
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４１号
札幌市中央区北１条西３丁目３番地　札幌ＭＮビル
破産者　株式会社普門塾
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２４１号
秋田県南秋田郡井川町浜井川字新堰22番地１
破産者　有限会社小武海測量設計
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８７号
秋田市土崎港中央５丁目８番42号
破産者　有限会社Ｂ．Ｐ．Ａ
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５５号
東京都府中市新町１丁目10番地の31武蔵野フラッツ101
破産者　小林　絢子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６３７号
神奈川県大和市下鶴間1796番地の６
破産者　三田エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８０号
愛知県岡崎市薮田１丁目13番地19
破産者　有限会社大政建設
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
愛知県豊橋市東田町字井原12番地の12
破産者　株式会社ユーティリティ
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第８３号
島根県出雲市今市町北本町２丁目４番地19
破産者　フリルこと　伊藤　充典
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２０年（フ）第８７号
山口市宮野下1553番地の１
破産者　株式会社コウワ不動産
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２９号
埼玉県所沢市大字上安松735番地
破産者　嶋中　　喬
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１０９号
京都府京丹後市網野町下岡1133番地　市営住宅松岡団地６号
破産者　寺田　憲市
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第５６９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1167番地27
破産者　畑山　　実
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部